

○学校法人東北芸術工科大学内部監査規程

(目的)

第1条 この規程は、学校法人東北芸術工科大学（以下「法人」という。）における内部監査（以下「監査」という。）について必要な事項を定め、法人の業務の適正かつ効率的な運営を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 「部局等」とは、公的研究費の管理に関わる各教育組織、各事務部署及び附置研究センターをいい、「部局等の長」とは、学長、事務局長、学部長、研究科長及び附置研究センター長をいう。

(内部監査室)

第3条 法人に、監査を行うため、内部監査室（以下「監査室」という。）を理事長の下に設置する。

2 監査室に、室長及び室員を置き、室長は、学内外の大学運営に精通した者の中から理事長が選考し任命し、室員は、法人の職員の中から理事長が指名する。

3 理事長は、室長を任命したときは、常任理事会に報告するものとする。

(内部監査室の任務)

第4条 監査室は、法人の事業及び会計に関して理事長が指示する事項の監査を行う。

2 室長は、監査室の業務を掌理し、理事長及び監事との連絡調整を行う。

3 監査室は、コンプライアンス推進室と密接な連絡を保ちつつもコンプライアンス推進室へのチェックも行うものとする。

4 室員は、監査室の業務を行う。

(監事・会計監査人との連携)

第5条 監査室は、効率的・効果的かつ多角的な監査を実施するために、監事及び会計監査人との連携を強化し、必要な情報提供等を行うとともに、定期的に意見交換を行うものとする。

(監査方法)

第6条 監査は、書面監査及び実地監査、並びにリスクアプローチ監査、その他室長が適当と認める方法により行う。

(監査区分)

第7条 監査は、定期監査及び臨時監査に区分する。

2 定期監査は、第11条に規定する監査計画に基づき、定期的に行うものとする。

3 臨時監査は、理事長が特に指示した事項について、または、各部署の責任者から室長に緊急の依頼があり、理事長が妥当と判断したときに随時行うものとする。

(監査担当者)

第8条 監査は、監査室の職員が担当する。

2 室長は、理事長の承認を得て、監査室の職員以外の職員に、臨時に監査の補助を行わせることができるものとする。

3 室長は、監査室の体制の強化及び監査の質の向上のために、理事長の命があったときは、高い専門性を備え、法人の運営を全体的な視点から考察できる人材（公認会計士や他の機関で監査業務の経験のある者）を監査支援員として活用することができる。

(監査権限と協力義務)

第9条 監査担当者は、理事及び職員に対し、監査に必要な帳簿その他の資料の提出及び業務遂行に関する説明又は報告を求めることができるものとする。

2 理事及び職員は、監査担当者が行う監査に協力しなければならない。

(監査担当者の遵守事項)

第10条 監査担当者は、監査の実施に当たり、常に公正かつ不偏な対応をしなければならない。

2 監査担当者は、職務遂行上知り得た秘密について、正当な理由なくして他に漏らしてはならない。

3 監査担当者は、監査対象部局に対して、直接、改善等を命令してはならない。ただし、軽微な事項については改善指導又は助言を行うことができる。

4 前3項の規定は、監査支援員にも適用する。

(監査計画)

第11条 室長は、毎事業年度初めに監査計画案を作成し、理事長の承認を得るものとする。ただし、臨時監査については、この限りではない。

2 監査計画は、コンプライアンス推進室から不正発生要因の情報を入手した上で適切に立案するものとする。

3 監査計画は、過去の監査や、モニタリングを通じて把握された不正発生要因に応じて、随時見直し、効率化・適正化を図るものとする。

(監査実施の通知)

第12条 室長は、実地監査を実施するときは、あらかじめ監査対象部局の長に通知するものとする。ただし、緊急又は理事長が特に必要と認める場合は、この限りではない。

(監査結果の報告)

第13条 室長は、監査室が行った監査について、監査結果報告書を作成し理事長及び監事に提出するとともに、監査対象部局の長に通知するものとする。

2 監査の結果、不正が確認された場合は、コンプライアンス推進室とも連携し、不正発生要因を究明と、法人全体の状況を体系的に整理し評価するものとする。

3 監査結果については、統括責任者が実施するコンプライアンス教育及び啓発活動にも活用するなどして周知を図るとともに、不正防止計画への反映をとおして、法人全体として不正のリスクが発生しないよう取り組む。

4 前項に定める周知に際しては、必要に応じ、他機関の監査結果も含め活用することができる。

(改善措置)

第14条 理事長は、監査の結果により改善を要する事項があると認めるときは、監査対象部局の長に改善措置を命ずるものとする。

2 監査対象部局の長は、前項の規定による指示命令を受けた改善措置を必要とする事項について、速やかに改善措置を講じるとともに、その結果を理事長及び室長に報告しなければならない。

(不正通報内容の確認)

第15条 監査室及び監事は、監査の効果が発揮できるよう、コンプライアンス推進室や内外からの相談を受ける窓口及び通報窓口等と連携し、不正に関する通報内容を把握し、適切な対応が取られているかを確認する。

(雑則)

第16条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成28年7月27日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。